

協会理事長よりご挨拶



台風15号や19号は、全国各地に大きな被害をもたらしました。神奈川県の一部や千葉県では、建物の屋根が飛び浸水するなどの事例が多数確認されています。

筆者は台風15号の後、被害の大きかった千葉県館山市に赴き、家屋の被害状況を調査し被害状況に応じて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」などを認定・証明する「罹災証明」を発行する自治体職員に同行しましたが、その作業は困難を極めるものでした。現地に赴く役所の職員は必ずしも建物の専門家ではないなか、各部位について5段階で評価を行うものですが、評価する個人によってばらつきがありそうです。また、ただ屋根が飛んだだけでは「一部損壊」ですが、現実には屋根がなければ生活はできないため、政府が要件を緩和し、屋根が吹き飛んだといったケースでも「半壊」とみなすこととしたのは幸いでした。

屋根が吹き飛ぶといった被害は、1995年に発生した阪神・淡路大震災を受け、2001年に業界団体連合会が発行した「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に準拠した建物であったかどうかは分かれ目だったことが、全日本瓦工事業連盟・全国陶器瓦工業組合連会合同調査チームの被害視察で分かっています。

またいくつかの被災現地では、高額な、あるいは不要な修繕費用を請求されたり、建物が十分に乾かないまま

修繕を行うことでカビが発生するなどの二次的被害も起きているようです。

河川が決壊する、処理しきれない雨水で浸水するといった被害は全国各地で発生。タワーマンションの建設などで発展著しかった武蔵小杉のタワーマンション十数棟のうち2棟が、排水管からの逆流などで地下階にある電気関係設備が浸水し、各戸の電気はもちろんエレベーターが使えない、水道ポンプが被災したことから水やトイレも利用できないといった状況が続きました。

武蔵小杉駅周辺はもちろん多摩川周辺はハザードマップで浸水の可能性が指摘されていました。多摩川というのはもともと大きく蛇行しており、それを直線に付け替えて堤防を整備してきた経緯があります。そうしてできた土地に工場が建ち、企業のリストラなどで土地が売却され、そこにタワーマンションが建ち並ぶといった、土地利用履歴の変遷の経緯がありました。

気候変動待ったなしのなかで、こうした災害はどこでも起こり得ます。建物の専門家集団が多数終結する当協会は、被災を未然に防ぐ、被災後の修繕などについてはたせる役割は大きいものと考えております。

特定非営利活動法人 日本ホームインスペクターズ協会
理事長 長嶋 修